

●各種「契約締結前交付書面」ならびに「約款・規定集」の新旧対照表

《目 次》

1. 「契約締結前交付書面」

(1) 「契約締結前交付書面 (A)」の変更	1
(2) 各書面の共通変更事項	3

2. 「約款・規定集」

(1) 「マイページ約款」の新設	4
(2) 「外国証券取引口座約款」の変更	6
(3) 「日興MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款」の変更	7
(4) 「MR Fの自動買付・換金取扱規定」の変更	7
(5) 「累積投資約款」の変更	7

## 1. 「契約締結前交付書面」

### (1) 「契約締結前交付書面（A）」の変更（2026年5月18日より改訂を行います。）

#### ① 「上場有価証券等書面」

(下線部分が変更箇所です)

新（変更後）	旧（変更前）																																
<p>別紙 上場有価証券等売買手数料一覧</p> <p>1. 国内上場株式等（転換社債型新株予約権付社債を除く）</p> <p>（1）当社店舗（水戸ネットを除く）でのお取引</p> <p>②コール取引（無料専用ダイヤル経由）で売買する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th><th>手数料率（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td><td>約定金額×1.0120%</td></tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td><td>約定金額×0.7480%+2,640円</td></tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td><td>約定金額×0.7040%+3,960円</td></tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td><td>約定金額×0.5280%+12,760円</td></tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td><td>約定金額×0.4400%+21,560円</td></tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td><td>約定金額×0.2640%+74,360円</td></tr> <tr> <td>5,000万円超</td><td>約定金額×0.0704%+171,160円</td></tr> </tbody> </table> <p>最低手数料は2,200円です。ただし、約定金額が最低手数料に満たない売却注文については、約定金額に99%を乗じた金額が手数料となります。</p> <p>※コール取引（無料専用ダイヤル経由）（0120-310-273）のご利用は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日決済取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、コール取引（削除）でのご注文をお受けいたしません。</p> <p>※コール取引（削除）をご利用の場合、カスタマーセンターがご注文をお受けいたします。</p>	約定金額	手数料率（税込）	100万円以下	約定金額×1.0120%	100万円超 300万円以下	約定金額×0.7480%+2,640円	300万円超 500万円以下	約定金額×0.7040%+3,960円	500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.5280%+12,760円	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.4400%+21,560円	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.2640%+74,360円	5,000万円超	約定金額×0.0704%+171,160円	<p>別紙 上場有価証券等売買手数料一覧</p> <p>1. 国内上場株式等（転換社債型新株予約権付社債を除く）</p> <p>（1）当社店舗（水戸ネットを除く）でのお取引</p> <p>②マルチコール（専用フリーダイヤル経由）で売買する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th><th>手数料率（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td><td>約定金額×1.0120%</td></tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td><td>約定金額×0.7480%+2,640円</td></tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td><td>約定金額×0.7040%+3,960円</td></tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td><td>約定金額×0.5280%+12,760円</td></tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td><td>約定金額×0.4400%+21,560円</td></tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td><td>約定金額×0.2640%+74,360円</td></tr> <tr> <td>5,000万円超</td><td>約定金額×0.0704%+171,160円</td></tr> </tbody> </table> <p>最低手数料は2,200円です。ただし、約定金額が最低手数料に満たない売却注文については、約定金額に99%を乗じた金額が手数料となります。</p> <p>※マルチコール（専用フリーダイヤル経由）（0120-310-273）のご利用は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日決済取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、マルチコール（専用フリーダイヤル経由）でのご注文をお受けいたしません。</p> <p>※マルチコール（専用フリーダイヤル経由）をご利用の場合、カスタマーセンターがご注文をお受けいたします。</p>	約定金額	手数料率（税込）	100万円以下	約定金額×1.0120%	100万円超 300万円以下	約定金額×0.7480%+2,640円	300万円超 500万円以下	約定金額×0.7040%+3,960円	500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.5280%+12,760円	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.4400%+21,560円	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.2640%+74,360円	5,000万円超	約定金額×0.0704%+171,160円
約定金額	手数料率（税込）																																
100万円以下	約定金額×1.0120%																																
100万円超 300万円以下	約定金額×0.7480%+2,640円																																
300万円超 500万円以下	約定金額×0.7040%+3,960円																																
500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.5280%+12,760円																																
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.4400%+21,560円																																
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.2640%+74,360円																																
5,000万円超	約定金額×0.0704%+171,160円																																
約定金額	手数料率（税込）																																
100万円以下	約定金額×1.0120%																																
100万円超 300万円以下	約定金額×0.7480%+2,640円																																
300万円超 500万円以下	約定金額×0.7040%+3,960円																																
500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.5280%+12,760円																																
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.4400%+21,560円																																
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.2640%+74,360円																																
5,000万円超	約定金額×0.0704%+171,160円																																

新（変更後）	旧（変更前）																																
<p>③マルチネット（オンライントレード経由）で売買する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th><th>手数料率（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td><td>約定金額×0.7590%</td></tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td><td>約定金額×0.5610%+1,980円</td></tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td><td>約定金額×0.5280%+2,970円</td></tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td><td>約定金額×0.3960%+9,570円</td></tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td><td>約定金額×0.3300%+16,170円</td></tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td><td>約定金額×0.1980%+55,770円</td></tr> <tr> <td>5,000万円超</td><td>約定金額×0.0528%+128,370円</td></tr> </tbody> </table> <p>最低手数料は1,650円です。ただし、約定金額が最低手数料に満たない売却注文については、約定金額に99%を乗じた金額が手数料となります。</p>	約定金額	手数料率（税込）	100万円以下	約定金額×0.7590%	100万円超 300万円以下	約定金額×0.5610%+1,980円	300万円超 500万円以下	約定金額×0.5280%+2,970円	500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.3960%+9,570円	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.3300%+16,170円	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.1980%+55,770円	5,000万円超	約定金額×0.0528%+128,370円	<p>③マルチネット（オンライントレード経由）で売買する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th><th>手数料率（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td><td>約定金額×0.7590%</td></tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td><td>約定金額×0.5610%+1,980円</td></tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td><td>約定金額×0.5280%+2,970円</td></tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td><td>約定金額×0.3960%+9,570円</td></tr> <tr> <td>1,000万円超 3,000万円以下</td><td>約定金額×0.3300%+16,170円</td></tr> <tr> <td>3,000万円超 5,000万円以下</td><td>約定金額×0.1980%+55,770円</td></tr> <tr> <td>5,000万円超</td><td>約定金額×0.0528%+128,370円</td></tr> </tbody> </table> <p>最低手数料は1,650円です。ただし、約定金額が最低手数料に満たない売却注文については、約定金額に99%を乗じた金額が手数料となります。</p>	約定金額	手数料率（税込）	100万円以下	約定金額×0.7590%	100万円超 300万円以下	約定金額×0.5610%+1,980円	300万円超 500万円以下	約定金額×0.5280%+2,970円	500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.3960%+9,570円	1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.3300%+16,170円	3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.1980%+55,770円	5,000万円超	約定金額×0.0528%+128,370円
約定金額	手数料率（税込）																																
100万円以下	約定金額×0.7590%																																
100万円超 300万円以下	約定金額×0.5610%+1,980円																																
300万円超 500万円以下	約定金額×0.5280%+2,970円																																
500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.3960%+9,570円																																
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.3300%+16,170円																																
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.1980%+55,770円																																
5,000万円超	約定金額×0.0528%+128,370円																																
約定金額	手数料率（税込）																																
100万円以下	約定金額×0.7590%																																
100万円超 300万円以下	約定金額×0.5610%+1,980円																																
300万円超 500万円以下	約定金額×0.5280%+2,970円																																
500万円超 1,000万円以下	約定金額×0.3960%+9,570円																																
1,000万円超 3,000万円以下	約定金額×0.3300%+16,170円																																
3,000万円超 5,000万円以下	約定金額×0.1980%+55,770円																																
5,000万円超	約定金額×0.0528%+128,370円																																
<p>※マルチネット（オンライントレード経由）の売買は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日決済取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、ご利用できません。</p> <p>※マルチネット（オンライントレード経由）の売買については、マルチチャネルサービスご利用のお申込みが必要となります。</p> <p><b>※マルチネット（オンライントレード経由）で売買するサービスは、2027年4月30日にサービスを終了させていただきます。</b></p>	<p>※マルチネット（オンライントレード経由）の売買は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日決済取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、ご利用できません。</p> <p>※マルチネット（オンライントレード経由）の売買については、マルチチャネルサービスご利用のお申込みが必要となります。</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p>																																
<p><b>（2）水戸ネットでのお取引</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th><th>手数料率（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td><td>一律 440円</td></tr> <tr> <td>50万円超 500万円以下</td><td>約定金額×0.0880%</td></tr> <tr> <td>500万円超</td><td>一律 4,400円</td></tr> </tbody> </table> <p>最低手数料は440円です。ただし、約定金額が最低手数料に満たない売却注文については、約定金額に99%を乗じた金額が手数料となります。</p> <p>※パソコンの故障等によりインターネット経由での売買ができない場合、電話でご注文をお受けします。なお、この場合の売買手数料は、前述（1）②「<u>コール取引（無料専用ダイヤル経由）で売買する場合</u>」に記載する手数料率とさせていただきます。</p>	約定金額	手数料率（税込）	50万円以下	一律 440円	50万円超 500万円以下	約定金額×0.0880%	500万円超	一律 4,400円	<p><b>（2）水戸ネットでのお取引</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th><th>手数料率（税込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td><td>一律 440円</td></tr> <tr> <td>50万円超 500万円以下</td><td>約定金額×0.0880%</td></tr> <tr> <td>500万円超</td><td>一律 4,400円</td></tr> </tbody> </table> <p>最低手数料は440円です。ただし、約定金額が最低手数料に満たない売却注文については、約定金額に99%を乗じた金額が手数料となります。</p> <p>※パソコンの故障等によりインターネット経由での売買ができない場合、電話でご注文をお受けします。なお、この場合の売買手数料は、前述（1）②「<u>マルチコール（専用フリーダイヤル経由）で売買する場合</u>」に記載する手数料率とさせていただきます。</p>	約定金額	手数料率（税込）	50万円以下	一律 440円	50万円超 500万円以下	約定金額×0.0880%	500万円超	一律 4,400円																
約定金額	手数料率（税込）																																
50万円以下	一律 440円																																
50万円超 500万円以下	約定金額×0.0880%																																
500万円超	一律 4,400円																																
約定金額	手数料率（税込）																																
50万円以下	一律 440円																																
50万円超 500万円以下	約定金額×0.0880%																																
500万円超	一律 4,400円																																

(2) 各書面の共通変更事項 (当社では、2026年5月18日より各書面の共通事項の変更を行います。)

変更した書面	内 容
●「契約締結前交付書面（A）」	<u>当社の概要</u> 商 号 等 水戸証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号 本店所在地 〒112-0002 東京都文京区小石川1-1-1 加入協会 日本証券業協会、 <u>一般社団法人資産運用業協会</u> 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資 本 金 122億円 主 な 事 業 金融商品取引業 設 立 年 月 1947年9月 連 絡 先 03-6739-0310（大代表）またはお取引のある支店にご連絡ください。
①「上場有価証券等書面」	
②「個人向け国債の契約締結前交付書面」	
③「円貨建て債券の契約締結前交付書面」	
④「外貨建て債券の契約締結前交付書面」	
⑤「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」	
●「契約締結前交付書面（B）」	
「信用取引の契約締結前交付書面」	
●「契約締結前交付書面（C）」	
①「国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面」	
②「指數先物・オプション取引の契約締結前交付書面」	
③「有価証券オプション取引の契約締結前交付書面」	
●「新規公開株式の契約締結前交付書面」	
●「新規上場の転換社債型新株予約権付社債の契約締結前交付書面」	
●「新規上場の不動産投資信託（R E I T）の契約締結前交付書面」	
●「発行日決済取引の契約締結前交付書面」	
●各種「目論見書補完書面」	

## 2. 「約款・規定集」

### (1) 「マイページ約款」の新設 (2026年5月18日より新設いたします。)

#### (この約款の趣旨)

第1条 この約款は、第2条に定めるマイページをお客さまが利用される場合において、水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との権利義務関係を明確にするために定めるものです。

#### (マイページの内容)

第2条 マイページとは、インターネットを利用して行う次の各号に掲げるサービスをいいます。

- 1 注文照会・約定照会サービス
- 2 お預り証券照会サービス
- 3 入金・出金サービス
- 4 電子交付サービス
- 5 その他当社が別途提供するサービス

#### (マイページの利用)

第3条 マイページは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用することができます。

- 1 お客様が日本国内に居住する個人または日本国内に所在地のある法人であること。ただし入金・出金サービスは、個人のお客さまが対象になります。
- 2 当社とのお取引について、お取扱い部店が当社の定める部店であること。
- 3 当社とのお取引状況が当社の定める基準を満たしていること。
- 4 本サービスを受けるために必要な通信機器およびその他のシステム機器が保有されるか利用可能であり、かつネットワーク回線・通信回線およびその他の通信手段が利用可能であること。
- 5 お客様は、マイページの利用にあたり、お客様が利用時に使用する部店コード、口座番号および初期ログインパスワード、初期取引パスワード（以下両パスワードをあわせて「初期パスワード等」といいます。）で初回認証ならびに当社所定の方法により当社に対し各種利用申込手続きを行うものとします。
- 3 マイページは、当社が所定の手続きを完了したとき以降に利用できるものとします。また、マイページはお客様が利用時に使用する部店コード、口座番号およびお客様が登録するログインパスワード、取引パスワード（以下両パスワードをあわせて「パスワード等」といいます。）が一致した場合に利用できるものとします。
- 4 マイページにおいて、当社が定める所定の手続き（ログイン時、入出金時等）をお客さまが行う際は、前項の部店コード、口座番号およびパスワード等での本人認証に加え、原則として、その手続き毎に当社が定める追加的な本人確認方法（パスキー認証、メール認証、ワンタイムパスワード等、以下これらをあわせて「多要素認証」といいます。）をご利用いただく必要があるものとします。
- 5 マイページにおいて入出金を行う際は、パスキー認証が必須となります。

#### (マイページの利用に関する同意)

第4条 当社は、マイページの利用に関して、次の各号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- 1 マイページの利用にあたり必要となる端末機器、インターネット接続環境およびソフトウェアの種類や設定等について推奨環境を満たしていることが必要であり、これらの準備はすべてお客様の負担と責任において行うこと。
- 2 マイページは、端末機器および通信回線等を通じて行うものであり、お客様ならびに当社委託先の端末機器の不具合、コンピューターシステムまたは通信回線の障害等の場合には、マイページの各種サービスが利用できない場合があること。
- 3 マイページにおける投資情報等は、お客様の投資の判断となる情報の提供を目的としたものであり、金融商品取引にあたっては、お客様ご自身の判断と責任において行うこと。また、その情報の正確性、完全性および適時性は当社が保証するものではありません。

#### (パスワード管理)

第5条 お客様が利用時に使用するパスワード等（初期パスワード等を含みます。）は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご自身または当社所定の方法により定められた代理人のみとし、第三者への貸与または譲渡することはできません。

- 2 お客様が利用時に使用するパスワード等は当社所定の方法により、お客様ご自身で変更することができます。
- 3 お客様が利用時に使用するパスワード等を失念された場合は、当社所定の手続きにより再発行を行います。

(利用時間)

第6条 お客様がマイページを利用できる時間は、当社が定める時間とします。

(金銭の受渡方法)

第7条 金銭の預け入れおよび引出しが、金融機関の振込み等当社所定の方法により行うものとします。

(免責事項)

第8条 当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害については、直接的に生じたか、間接的に生じたかを問わずその責を負いません。

- 1 マイページの利用に関し、お客様が使用された部店コード、口座番号、パスワード等がお客様ご自身で入力したか否かに拘わらず予め当社に登録されているものとの一致を確認して行った取引。なお、この規定は、第3条第4項に規定する当社が提供する多要素認証について、お客様がその利用設定をしているか否かに拘わらず行われた取引（入出金等の各種手続きを含む）からお客様に生じた損害を含むものとします。
- 2 お客様の部店コード、口座番号およびパスワード等、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用（インターネット通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したもの等を含む）されたことにより生じた損害で、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合。
- 3 通信機器、回線およびシステム機器の障害
- 4 天災地変、政変など不可抗力な事由による損害
- 5 その他、当社の責に帰すことができない事由による損害

(マイページ利用の解除)

第9条 次に掲げる場合は、利用申込みを解除します。

- 1 お客様が、当社所定の手続きにより解除のお申出があった場合
- 2 やむを得ない事由により、当社が解除を申出た場合

(マイページ利用の禁止)

第10条 当社は、お客様がマイページを利用いただくことが不適当と判断した場合には、ご利用をお断りすることがあります。

(届出事項の変更手続き)

第11条 お客様が当社に届出た氏名、住所、メールアドレスその他の事項に変更があった場合、当社所定の手続きにより遅滞なくお申出いただきます。

(他の約款、規定の適用)

第12条 この約款に定めのない事項については、保護預り約款など「約款・規定集」に記載されている約款、規定の定めによるものとします。

(この約款の変更)

第13条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

(2026年5月18日 新設)

## (2) 「外国証券取引口座約款」の変更

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(配当等の処理)</b></p> <p>第7条 (現行どおり) 2～7 (現行どおり)</p> <p><u>8 配当金等の支払手続きにおいて、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p>	<p><b>(配当等の処理)</b></p> <p>第7条 (省略) 2～7 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>(新株予約権等その他の権利の処理)</b></p> <p>第8条 (現行どおり) (1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 第1号a、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号aならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p> <p>(6) (現行どおり)</p>	<p><b>(新株予約権等その他の権利の処理)</b></p> <p>第8条 (省略) (1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 第1号a、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号aならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。</p> <p>(6) (省略)</p>
<p><b>(外国証券に関する権利の処理)</b></p> <p>第17条 (1) (現行どおり)</p> <p>(2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。<u>ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。</u></p> <p>(3)～(7) (現行どおり)</p>	<p><b>(外国証券に関する権利の処理)</b></p> <p>第17条 (1) (省略)</p> <p>(2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。<u>(追加)</u></p> <p>(3)～(7) (省略)</p>
<p><b>(免責事項等)</b></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p><u>2 (株式の併合・分割などに伴う注文の取消し)</u></p> <p><u>お客様が発注した外国証券の注文について、株式の併合、分割、新株の割当て、合併その他株式の内容や取扱いに関する変更が予定されているにもかかわらず、その実施日や条件が未確定であり、当該変更が注文に重大な影響を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合には、当社は、当該注文の受付を拒否し、または既に受け付けた注文を取り消すことができるものとします。</u></p> <p><u>この場合において、当該変更が予定どおり実施されたときは、当社は当該注文を一律に取り消すものとし、当該取消しにより生じた買戻し等に伴う損失については、当社の責に帰すべき事由による場合に限り、当社がその損失を負担するものとします。</u></p>	<p><b>(免責事項)</b></p> <p>第31条 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>附 則 (2025.10.1)</u></p> <p>1 この改正は、2030年10月1日より施行します。</p> <p>2 改正後の第7条第8項（第8条第5号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号および第3号により売却処分した代金）についても適用します。</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>この約款は、2025年7月1日より適用させていただきます。</p>

（3）「日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」の変更（2026年5月18日より改訂を行います。）

新（変更後）	旧（変更前）
<p>（その他）</p> <p>第11条（現行どおり）</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>（その他）</p> <p>第11条（省略）</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他<u>その必要を生じたときは、改定されることがあります。</u></p>

（4）「MR Fの自動買付・換金取扱規定」の変更（2026年5月18日より改訂を行います。）

新（変更後）	旧（変更前）
<p>（その他）</p> <p>第7条（現行どおり）</p> <p>2 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>3（現行どおり）</p>	<p>（その他）</p> <p>第7条（省略）</p> <p>2 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他<u>のやむを得ない事由</u>が生じたときは改定されることがあります。</p> <p>3（省略）</p>

（5）「累積投資約款」の変更（2026年5月18日より改訂を行います。）

新（変更後）	旧（変更前）
<p>（約款の変更）</p> <p>第11条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>